

セルフチェックリスト

＜原則1について＞	対応状況
1 大会の成功に向けたミッション・ビジョン及び団体として備えるべきガバナンスや事業に関する基本計画を策定するとともに、大会を通じて達成すべき目標を明確にした上で、これらを公表しているか。	大会開催基本計画を策定し、公表している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/plan/ https://www.asianparagames-2026.org/tournament/plan/
2 大会の実施までの時間的制約や組織委員会等の財政的制約により計画通り運用できない事態が生じた場合等の見直しの判断基準や大会の実施運営に当たっての優先順位等を定めた行動理念や行動指針をあらかじめ策定しているか。	物価高騰や人件費の上昇など社会情勢の変化を踏まえ、関係者との協議を経て、理事会に状況等を報告し、適宜見直しを実施している。
3 策定・明確化したミッション・ビジョン、基本計画及び大会を通じて達成すべき目標、行動理念及び行動指針については、組織委員会等の構成員や関係者等の全員の共通目標となるよう、定期的に共有・周知しているか。	大会開催基本計画を公表している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/plan/ https://www.asianparagames-2026.org/tournament/plan/
4 組織委員会等の設立前にマーケティング業務の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	該当しない。
5 組織運営の強化に関する人材の採用及び教育に関する計画を策定し公表しているか。	大会開催基本計画において、人材の採用及び教育について記載し、公表している。
6 組織委員会等の設立前に人材の採用・配置の方針を定めることが必要となる場合には、設立準備委員会において、当該方針をあらかじめ策定するとともに、組織委員会等設立後、速やかに理事会にて当該方針を決定しているか。	該当しない。
7 構成員に大会のステークホルダーである民間企業からの出向者等が多く含まれる場合には、当該出向者の具体的な人事配置につき、組織委員会等の特徴を踏まえた検討を行っているか。	民間企業出向者の人事配置における方針を策定している。
8 ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材の採用をしているか。(NFコード)	職員には、各種法令に関する基礎的な法的知見を有している地方自治体からの派遣者がおり、役員及びコンプライアンス委員には、弁護士、公認会計士等が就任している。また、法律事務所と契約し、サポートを日常的に受けることができる体制を構築している。
9 財務数値の適正性を確保しているか。	事業年度毎に監事監査を実施し、適正性の確認を受けている。
10 大会経費のうち、組織委員会等が直接拠出する民間資金に係る経費の総額を公表しているか。大会経費のうち、公的資金による援助に係る経費の総額を公表しているか。大会終了後に、これらの経費の執行状況を公表しているか。	大会開催構想において財政計画の基本方針を掲載し、公表している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/overview/
11 大会開催に係る収支に関する計画を策定し公表しているか。	大会開催構想において財政計画の基本方針を掲載し、公表している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/tournament/overview/
12 事業年度毎の詳細な計画を策定しているか。	各事業年度の事業計画、収支予算書を策定している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/account/
13 計画策定に当たり、役員や構成員から幅広く意見を募っているか。(NFコード)	各事業年度の事業計画、収支予算書について、理事会で承認を得ている。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/account/
14 各計画に基づく方策の実施状況、目標の達成状況等について、定期的に把握・分析し、目標等の修正、方策の改善をしているか。(NFコード)	各事業年度の事業計画に対する進捗について、定期的に理事会に報告している。

＜原則2について＞	対応状況
1 役員及び評議員の構成等における多様性は図られているか。多様性の確保を図るために、具体的な方策を講じているか。	行政、スポーツ団体、経済団体の出身者だけでなく、弁護士や学識経験者等も役員等に就任している。
2 外部理事(※組織委員会等においては、専門的知見(例えば、法務、会計、ビジネス等)による貢献を期待して任用された理事を指す。)の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じているか。(NFコード) (現在の人数) ・理事の総数 人 うち外部理事 人(%) うち女性理事 人(%)	女性理事の割合として40%以上を目指している。 (2025.1.1現在の人数) ・理事の総数 45名 うち外部理事 38名(84%) うち女性理事 17名(38%)
3 女性理事について、外部理事についてのみ女性を任用するのではなく、外部理事以外の理事についても女性を任用しているか。(NFコード)	外部理事以外の理事についても女性が就任している。
4 業務執行理事に女性を任用しているか。(NFコード)	会長代行(業務執行理事)に女性が就任している。
5 評議員会を置くNFにおいては、外部評議員(※組織委員会等においては、専門的知見(例えば、法務、会計、ビジネス等)による貢献を期待して任用された評議員を指す。)及び女性評議員の目標割合をそれぞれ設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じているか。(NFコード)	財団法人の設立者の出身者だけでなく、スポーツ団体及び学識経験者も評議員に就任している。
6 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図っているか。	役員構成の多様性を考慮した結果、現在の理事会の規模になっているものの、理事会において様々な発言・意見が出ていることから実効性の確保は図られている。
7 理事会とは別に会議体を設置し、理事会の諮問機関に位置づける体制を採用する場合には、理事会とは別に設置した会議体が実質的に理事会としての機能や権限を持ち、又は、当該会議体が実質的に理事会を掌握しているといった事態が生じないよう、留意しているか。	理事会と別の会議体は設置していない。
8 理事の就任時の年齢に制限を設けているか。(NFコード)	スポーツ団体だけでなく、経済団体や県内の自治体など様々な団体の協力を得るため、各団体から理事の候補者を推薦していただいております。年齢制限は設けていません。
9 理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けているか。(NFコード)	法人の存続期間が10年を超えないため、上限を設けていません。
10 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置しているか。	役員等の構成については、スポーツ団体だけでなく、経済団体や県内の自治体など様々な団体から協力を得るため、各団体から役員候補者を推薦していただいております。
11 役員候補者選考委員会において、選考に当たり求められる役員としての資質等を明確にし、選考過程における公平性及び公正性を確保しているか。	役員等の構成については、スポーツ団体だけでなく、経済団体や県内の自治体など様々な団体から協力を得るため、各団体から役員候補者を推薦していただいております。
12 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定が理事会等のほかの機関から独立して行われているか。(NFコード)	役員等の構成については、スポーツ団体だけでなく、経済団体や県内の自治体など様々な団体から協力を得るため、各団体から役員候補者を推薦していただいております。
13 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置しているか。(NFコード)	役員等の構成については、スポーツ団体だけでなく、経済団体や県内の自治体など様々な団体から協力を得るため、各団体から役員候補者を推薦していただいております。

＜原則3について＞		対応状況
1	組織委員会等及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備しているか。	コンプライアンス規程等を整備している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
2	組織委員会等の役員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合には、接待贈答を受ける場合の手續に関する規程を整備しているか。	特措法がないため該当しない。
3	組織の意思決定が様々な会議体によってなされるために、適切な権限委譲や業務執行プロセス等について必要な規程を整備しているか。	理事会運営規程、事務局規程等において、意思決定の権限や事務分掌を定めている。
4	スポンサー獲得その他のマーケティング業務に関し、スポンサーの選定方針やスポンサーの決定権限の所在等について、理事会の決定に基づいて必要な規程を整備し、当該規程に基づいた透明性のある運用がなされているか。	理事会にて、パートナー選定のプロセスを明記したパートナーシッププログラム概要を報告している。パートナーの決定権限にあたる契約事務権限については、理事会にて専務理事(専務総長)に委任することを決議しており、それに則した運用を行っている。
5	設立準備委員会においてマーケティング業務に係る方針を策定する場合には、マーケティング業務を広告代理店等の第三者に委託をするか否かやその委託の在り方についても、当該方針において定めているか。	すでに組織委員会が設立されており、該当しない。
6	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、組織委員会等にて第三者の選考が適切公正に行われるための仕組みを定めているか。第三者に対する委託業務の範囲を明確にし、当該第三者と組織委員会等のマーケティング部局との役割分担を明確に整理しているか。	公募に係る仕様書において役割分担を明確にした上で、受託候補者選定委員会にて選定している。
7	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、第三者との業務委託契約において、スポンサー候補及び選定プロセスに関する第三者の報告義務を定めているか。当該契約の中で、選定プロセスにおいて組織委員会等がその意向を反映させるとともに第三者を監督する権限をもつことを明示しているか。	契約書に明示している。
8	マーケティング業務を第三者に委託する場合には、委託の方式につき、マーケティング収入金額の最低保証の有無、各スポンサーのスポンサーカテゴリーの調整、アクティベーションの対応等の事情を考慮した上で、大会の成功に向けて当該組織委員会等が最もメリットを享受できる方式となるよう、慎重な検討を行っているか。	専門家等へのヒアリングや他大会等の情報収集を行い検討した上で、透明性、公正性を確保しつつ、それぞれの知見やノウハウを活かすことを期待して、原則、複数企業で組成するグループを公募により選定した。
9	選択した方式の採用について、検討経緯や選択した理由等を対外的に公表しているか。	理事会へ報告し、公表している。
10	調達に関し、各種法令等に抵触しないこととともに、適切に利益相反を管理できる調達の仕組みを構築しているか。組織委員会等における調達の特殊性(競技大会の実施に向けて期限の遅れなく短期間に必要な調達を全て実行しなければならないこと)を考慮した上で、調達の仕組みを構築しているか。	利益相反の該当性がある契約・調達案件について、外部有識者等で構成される委員会にて契約締結の妥当性を審査する仕組みを構築している。また、契約事務を迅速に進めるため、電子入札及び電子契約を導入している。
11	その他組織運営に必要な規程を整備しているか。(NFコード)	事務局規程、就業規程、会計処理規程等、必要な規定を整備している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
12	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか。(NFコード)	事務局規程、就業規程、会計処理規程等、必要な規定を整備している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
13	法人の業務に関する規程を整備しているか。(NFコード)	事務局規程、就業規程、会計処理規程等、必要な規定を整備している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
14	法人の役員員の報酬等に関する規程を整備しているか。(NFコード)	定款、評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程等を整備している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
15	法人の財産に関する規程を整備しているか。(NFコード)	資金及び資産の管理運用に関する規程等を整備している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
16	財政的基盤を整えるための規程を整備しているか。(NFコード)	資金及び資産の管理運用に関する規程等を整備している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
17	役員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているか。(NFコード)	行政、スポーツ団体、経済団体の出身者だけでなく、弁護士や学識経験者等も役員等に就任している。また、顧問弁護士を配置し、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。
18	相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保しているか。(NFコード)	顧問弁護士を配置し、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。

＜原則4について＞		対応状況
1	コンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催しているか。	コンプライアンス委員会を設置し、定期的にコンプライアンス委員会を開催している。
2	コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践しているか。	コンプライアンスの推進に関する基本方針、コンプライアンス推進計画を策定している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/compliance/
3	コンプライアンス委員会規程を作成し、その権限及び役割を明確にするとともに、必要な情報が集まる仕組みを構築しているか。	コンプライアンス規程にコンプライアンス委員会の職務等を規定している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
4	コンプライアンス委員会の運営内容について、理事会に報告され、その監督を受けるとともに、コンプライアンス委員会からも、理事会等の意思決定機関に対して定期的な助言や提言を行うことができる仕組みを設けているか。(NFコード)	コンプライアンス委員会を開催する毎に、その開催結果を理事会に報告している。
5	コンプライアンス委員会の構成員に組織委員会等の実情や、スポーツや大規模な競技大会の持つ意義を十分に理解した有識者を配置しているか。	コンプライアンス委員会の委員には、理事や国際競技大会に関する知見を有する学識者が就任している。
6	コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は弁護士及び女性委員を配置しているか。	弁護士を2名、女性委員を3名配置している。

＜原則5について＞		対応状況
1	コンプライアンス教育の対象となる役職員等の立場や属性に応じて、実践的な内容で継続的・計画的にコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンスに関して役職員が共通認識を持つことができる仕組みを構築しているか。	毎年度、役員及び職員向けにコンプライアンス研修を実施している。
2	以下の内容を含む役員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。 ①組織委員会等に適用される関係法令について ②組織委員会等がその組織運営のために整備している規程について ③不正行為の防止について ④大会運営等における選手等の安全確保について(NFコード) ⑤利益相反について(組織委員会等が定める利益相反管理のための規程に基づき、利益相反取引に該当する取引類型や必要な手続等を内容とする。) ⑥(組織委員会等の役職員を公務員とみなす旨の法令が存在する場合)収賄の防止について ⑦調達の過程における不当な取引制限等の競争法違反事案の発生防止について(別途「入札に関するガイドライン」や「談合を誘発しないためのマニュアル」等を作成し、それらを内容とする。)	役員向けに左記の内容を含むコンプライアンス通信を発行するとともに、コンプライアンス研修を実施している。
3	上記の内容を含む職員向けのコンプライアンス教育を実施しているか。	職員向けに左記の内容を含むコンプライアンス通信を発行するとともに、コンプライアンス研修を始めとする各種研修を実施している。
4	大会ボランティアなど役職員以外の関係者に対してもコンプライアンス教育を実施しているか。	現在募集中の大会ボランティアに対して、令和7年7月～11月頃に共通研修(eラーニング)の実施を予定している。
5	役職員や関係者の着任時のみならず、在任中少なくとも年に1回以上、人材の採用スケジュールや組織規模等も考慮しながら、適切な方法により、コンプライアンス教育を実施しているか。	年に1回以上、役員及び職員向けのコンプライアンス研修をそれぞれ実施している。
6	対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発のためのパンフレット等を作成しているか。(NFコード)	障害者やパラ競技への理解を深め、全職員がアクセシビリティの確保を意識してアジアパラ競技大会の準備を進めていくことを目的とした研修を、定期的の実施している。

＜原則6について＞		対応状況
1	組織委員会等の特殊性や大規模な競技大会の開催実務にも精通した、法律、税務、会計等の専門家を選定し、そのサポートを日常的に受けることができる体制を構築しているか。	法律事務所や税理士法人と契約し、サポートを日常的に受けることができる体制を構築している。
2	組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的その適否について検証を行っているか。	専門家のサポートが必要となることを想定して法律事務所等と契約している。
3	計算書類や組織運営規程等の各種書面の作成作業の補助や有効性・妥当性のチェックに際して、外部の専門家を積極的に活用しているか。	法律事務所や税理士法人を活用している。
4	財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	会計処理規程、契約規則等に基づき、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。
5	経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立しているか。	会計処理規程、資金及び資産の管理運用に関する規程等を整備し、これらの規程に則って業務を遂行の上、内部監査及び監事監査を行い、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。
6	各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成しているか。	法令、定款及び監事監査規程に基づき、適切に監事監査を実施し、監査報告書を作成している。
7	監視機能の強化のための方策として、内部の組織である内部監査部署(内部監査室等)に加え、会計監査人を置いているか。	既に設置済みの内部監査部署に加え、令和7年4月からは会計監査人を設置することとしている。
8	各種法人法(一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等)のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置しているか。(NFコード)	公認会計士等が監事として就任している。
9	監事等の職務を補助すべき職員を置いているか。(NFコード)	内部監査部署である内部統制室に、監事を補助する職員を配置している。
10	監事等が理事等の経営陣から独立して各種専門家に相談できる体制を構築しているか。(NFコード)	公認会計士等が監事として就任しており、その上で会計監査人と監事が連携することを定めている。また、法律事務所や税理士法人へも相談できる体制となっている。
11	内部監査を職掌とする部署、会計監査人及び理事等の役員と監事との間における日常的な情報共有・連携体制の構築に重点的に取り組んでいるか。	会計監査人設置に伴い、監事監査規程に会計監査人との連携等について規定し、情報共有・連携体制の構築に取り組んでいる。
12	公的資金の利用に関し、自らの団体が遵守義務を負う法令・ガイドライン等の洗い出しを行い、遵守しているか。	現在、交付を受けているスポーツ振興くじ助成において、遵守義務を負う要綱、要領、手引き等を遵守している。
13	法令・ガイドライン等において遵守すべき事項が組織運営の業務プロセスにおいて適切に実行されるよう、財務会計方針、手続等の運用規程を定め、的確に運用しているか。	会計処理規程等を定め、的確に運用している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
14	収入財源の確保、支出財源の特定、予算の執行、事業計画の策定及び遂行等の各種手続を適切に実施しているか。	各事業年度の事業計画、収支予算書、事業報告書、計算書類等について、理事会で承認を得ている。

＜原則7について＞		対応状況
1	財務情報等について、法令に基づく開示を行っているか。	決算書類等を公表している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/account/
2	法令に基づいて開示が求められる情報以外についても、主体的かつ積極的な情報開示を行っているか。	法令に基づき開示が求められる情報以外についても、理事会議事録、契約情報等を公開している。
3	本指針の遵守状況に関する情報等を開示しているか。	遵守状況について公表している。
4	情報開示の前提として、組織委員会等自身において、業務委託先や関係ステークホルダーから直接に、大会の準備及び運営に必要な情報を適切に収集、把握するよう努めているか。	各種会議等を通じて、関係団体等から適宜必要な情報を収集、把握するよう努めている。
5	原則8に定める利益相反ポリシー、原則10に定める懲罰制度に関する規程及び処分結果等(プライバシー情報等は除く。)を開示しているか。(NFコード)	利益相反ポリシーについて公表している。懲戒処分の結果は、該当案件が生じた場合、懲戒処分の基準に定める公表基準に基づき公表することとしている。
6	公益法人認定法に基づき、公益法人が事務所に備え置き、何人も閲覧等を請求できるとされている書類について、主体的に開示しているか。(NFコード)	公益認定法に基づき、事務所に備えおくべき書類について、一般の閲覧に供している。
7	組織委員会等のウェブサイト等において情報を開示しているか。(NFコード)	決算書類等をウェブサイトにおいて公表している。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/account/

＜原則8について＞		対応状況
1	役員等との関連当事者と組織委員会等との間に生じ得る利益相反に係る管理の仕組みや体制を適切に構築しているか。	利益相反管理体制を構築している。
2	組織委員会等の機関において利益相反取引を承認する場合には、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証拠の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保しているか。	理事本人に係る利益相反取引については、理事会において契約内容や契約を締結する理由等を明示し、理事会の承認を受けている。
3	利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約しているか。	利益相反取引に該当するおそれのある取引については、利益相反管理委員会で審査の上、公正な方法により契約している。
4	随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残しているか。	随意契約による場合、随意契約理由が公正なものか調達審査会において審査を実施している。
5	利益相反管理委員会等、理事会から独立した機関を設置し、必要な情報収集を行い個別具体的な利益相反行為の取扱いについて判断しているか。	外部有識者等で構成される利益相反管理委員会を設置し、審査対象案件の審査を実施している。
6	重要な契約(金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。)については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っているか。(NFコード)	重要な契約(一定金額以上の契約を含む。)については、理事会の承認を得ている。
7	定款や利益相反に関する規程において、理事の利益相反取引を適切に管理する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を設けているか。(NFコード)	理事会運営規程、利益相反管理規則に必要な規定を設けている。 https://www.aichi-nagoya2026.org/committee/regulations/
8	利益相反ポリシーを作成しているか。	利益相反ポリシーを策定している。
9	利益相反ポリシーの作成に当たっては、どのような取引が利益相反関係に該当するのか(利益相反取引該当性)、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきか(利益相反の承認における判断基準)について基準を定め、客観性・透明性のある手続を確保しているか。	利益相反ポリシーにおいて利益相反取引該当性及び承認における判断基準を定めている。
10	利益相反取引該当性を定めるに当たっては、法令上も利益相反に該当する基準に加えて、組織委員会等において想定される「利益相反的關係」を有する者(関連当事者)についても実情に照らし適切に該当範囲に含めているか。	配偶者や一親等以内の親族及びそれらの者と密接な関係性を有する法人又は個人についても利益相反管理の対象範囲としている。

＜原則9について＞	対応状況
1 独立した通報窓口を設置しているか。	独立した通報窓口を設置している。
2 通報窓口の通報対象に、ハラスメント行為、法令違反行為、社内規程違反行為及びこれらに該当するおそれのある行為を広く含めているか。	法令違反行為、組織委員会の規程等に違反する行為（ハラスメント行為を含む。）又はその恐れのある行為を通報対象行為としている。
3 通報窓口について、恒常的に役職員に周知しているか。	法人内LANの掲示板、役員及び職員向けコンプライアンス研修等で周知している。
4 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課しているか。	内部公益通報取扱規則に規定している。
5 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止しているか。	内部公益通報取扱規則に規定している。
6 外部通報窓口を設置しているか。	外部通報窓口を設置している。
7 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士等の外部有識者を中心に整備しているか。	内部通報窓口に加え、法律事務所による外部通報窓口を設置している。
8 通報方法については、面会、書面、電話、電子メール、FAX、ウェブサイト上の通報フォーム等、できるだけ利用しやすい複数の方法を設けているか。（NFコード）	面会、書面、電話、電子メールによる通報方法を設けている。
9 これから行う行為が違反行為となるか否かに関する事前相談についても通報窓口にて対応しているか。（NFコード）	通報窓口の利用者は、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることができる体制としている。
10 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者が構成される調査機関（原則4に定めるコンプライアンス委員会等）を設け、調査の必要の有無、調査の必要がある場合には調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。）により速やかに調査を実施しているか。（NFコード）	通報内容が事実であって重大な法令等違反行為が判明した場合、コンプライアンス委員会において調査、再発防止策の検討を実施することとしている。
11 通報窓口において通報を受領してから当該通報に係る事実の調査を実施するまでのフロー、並びに調査対象にするか否かの客観的かつ具体的な基準及び調査の方法等についてあらかじめ明確に定め、原則としてこれらに従って運用しているか。（NFコード）	内部公益通報取扱規則において、通報受付から調査報告までの一連のフローを規定し、運用を行っている。
12 通報窓口の対応者に男女両方を配置し、通報者が希望すれば対応者の性別を選んでいるか。（NFコード）	通報者の希望により、対応者の性別を選べるよう通報窓口を整備している。
13 通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証しているか。（NFコード）	通報制度の運用にあたり、専門家のサポートが必要となる場合には、顧問弁護士による必要な助言を求めることができる体制としている。
14 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底しているか。（NFコード）	通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて、公益通報取扱規則において規定された者に限り共有し、情報管理を徹底している。
15 研修等の実施を通じて、役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底しているか。（NFコード）	役職員に対し、コンプライアンス研修等を通じて通報制度について周知している。
16 通報窓口その他通報制度の運営は、組織委員会等の経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、組織委員会等の経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備しているか。（NFコード）	公益通報に係る調査は調査委員会において実施している。また、通報者を特定しうる情報や通報内容等は、公益通報取扱規則において規定された者に限り共有している。

＜原則10について＞	対応状況
1 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、恒常的に関係者等にこれを周知しているか。	就業規程、職員の懲戒に関する規則及び懲戒処分の基準を策定し、組織内に周知を実施している。
2 処分内容の決定は、行為の態様、結果の重大性、経緯、過去の同種事例における処分内容、情状等を踏まえて、平等かつ適正になされているか。	職員の懲戒に関する規則において、弁護士等の外部有識者等で構成される職員懲戒審査会にて、公平かつ公正に処分内容を審査することを規定している。
3 規程においてあらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従っているか。	職員の懲戒に関する規則及び懲戒処分の基準において、処分基準を明記している。
4 組織委員会等外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直しているか。(NFコード)	必要に応じて、運用について弁護士への確認が可能となっている。
5 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される処分機関(倫理委員会等)を設け、同機関(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)において、客観的かつ速やかに、処分審査(処分対象行為の該当性及び処分内容の決定)を行っているか。	弁護士等の外部有識者等で構成される職員懲戒審査会で審査を行う体制としている。
6 調査機関の構成員又は同機関において指定した者(当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く。)による調査結果等を踏まえ、有効かつ適切な証拠により認定された行為についてのみ処分の対象としているか。(NFコード)	職員の懲戒に関する規則において、処分対象者に処分決定を通知する際は、書面に処分の理由及び証拠の標目を掲載することを規定している。
7 組織委員会等の関係者等に対し、処分対象行為の調査に対する協力義務及び調査内容に関する守秘義務を課しているか。(NFコード)	職員の懲戒に関する規則において、調査への協力義務及び調査内容の守秘義務を規定している。
8 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、処分対象行為について可能な限り書面を交付しているか。(NFコード)	職員の懲戒に関する規則において、処分対象者に対し処分決定を通知する際は、書面をもって通知することを規定している。
9 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞(意見聴取)の機会を設けているか。(NFコード)	職員の懲戒に関する規則において、聴聞の機会の付与について規定している。
10 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知しているか。(NFコード)	職員の懲戒に関する規則において、処分決定を通知する際は、書面に所定の項目を記載するよう規定している。
11 認定根拠となった証拠や処分の手続の経過についても、可能な範囲で告知しているか。(NFコード)	職員の懲戒に関する規則において、処分決定を通知する際は、書面に所定の項目を記載するよう規定している。
12 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有しているか。(NFコード)	職員の懲戒に関する規則において、弁護士等の外部有識者等で構成される職員懲戒審査会にて、公平かつ公正に処分内容を審査することを規定している。
13 処分審査が中立な者により行われることを担保するため、処分審査を行う者について、当該処分に関するステークホルダーを除く等の制度を設けているか。(NFコード)	職員の懲戒に関する規則において、利害関係者等の排除について規定している。

＜原則11について＞	対応状況
1 危機管理を専門に取り扱う部署や危機管理委員会を設けるなど、組織の規模や実情に応じた危機管理及び不祥事対応のための体制を構築するとともに、危機管理マニュアルを策定しているか。	危機管理マニュアルを策定し、不祥事対応に係る危機管理体制を構築している。
2 危機管理マニュアルの策定に当たっては、当該組織委員会等の特徴等を踏まえ、法令違反か否かに留まらず、レピュテーションリスクも含めて、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制、その見直しの在り方及び不祥事が報告された場合の調査体制についても規定しているか。	不祥事発生時の制御方法、不祥事発生時の対応等をまとめた危機管理マニュアルを策定している。
3 危機管理マニュアルは、外部の有識者の意見を適切に反映した内容となっているか。	危機管理マニュアル策定にあたり、外部有識者の意見を聴取し、その意見を内容に反映させている。
4 危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行うことができるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼務させるなどの工夫を行い、組織横断的な活動を可能とする体制を構築しているか。(NFコード)	危機管理マニュアルにおいて、重大な法令等違反行為があった場合は、外部有識者により構成されたコンプライアンス委員会において、原因の解明及び再発防止策の提言を行うこととしている。
5 危機管理マニュアルが単なる書類として形骸化しないよう、マニュアルに従ったリスク管理の実効性を定期的に検証したり、緊急の危機管理体制を発動するための仮想訓練を定期的実施したりするなど、平時からその存在を浸透させるための活動を運営業務に組み込んでいるか。(NFコード)	危機管理マニュアルについて組織内に周知しており、今後、研修を実施することとしている。
6 不祥事が発生した場合は事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか。	危機管理マニュアルに基づき、事実調査、原因究明、再発防止策等を検討する体制を整備している。
7 重大な不祥事の端緒を認識した場合には、最適な調査体制を迅速に構成し、徹底した事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない、根本的な原因究明を行っているか。	危機管理マニュアルにおいて、重大な法令等違反行為があった場合は、外部有識者により構成されたコンプライアンス委員会において、原因の解明及び再発防止策の提言を行うこととしている。
8 重大な不祥事の端緒を認識した場合には、外部専門家とも連携した上で、適切なタイミングで、当該不祥事に関する必要な情報開示を行っているか。	危機管理マニュアルにおいて、必要に即し、把握の段階から再発防止策実施の段階に至るまで迅速且つ的確に情報開示を行うこととしている。
9 組織委員会等が解散した後不祥事が発生又は発覚した場合においては、原因解明や再発防止策の策定等を速やかに実施することができるよう、具体的な対応方針等についてあらかじめ関係当事者間において整理して合意しているか。	大会開催までに、開催都市と対応について協議する予定としている。
10 調査の結果、法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には、その原因となった責任者・監督者につき、調査委員会等が有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者・監督者を適切に処分しているか。(NFコード)	弁護士等の外部有識者等で構成される職員懲戒審査会で審査を行う体制としている。
11 再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表面的な対応にとどめることなく、今後の日々の業務運営等に具体的かつ継続的に反映させているか。(NFコード)	危機管理マニュアルにおいて、再発防止策は、根本的な原因に即した実効性の高い方策とし、迅速かつ着実に実行するとともに、再発防止策がその目的に沿って運用され、定着しているかを十分に検証することとしている。
12 不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングした上で、その改善状況を定期的に公表しているか。(NFコード)	危機管理マニュアルにおいて、再発防止策がその目的に沿って運用され、定着しているかを十分に検証するとともに、必要に即して迅速かつ的確に情報開示を行うこととしている。
13 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成しているか。(NFコード)	危機管理マニュアルにおいて、第三者委員会を設置する際には、調査の客観性・中立性・専門性を確保するために十分な配慮を行うこととしている。
14 第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員が組織委員会等に対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たしているか。	危機管理マニュアルにおいて、第三者委員会を設置する際には、委員の選定プロセスを含め、その独立性・中立性・専門性を確保するために十分な配慮を行い、必要に即し、合理的な説明を行うこととしている。